

消費者庁発足10年

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して

岡村 和美
消費者庁長官
(おかもら・かずみ)



同庁幹部職員と岡村長官（写真中央）

理念に向け、多くの方の御尽力により誕生した消費者庁は、昨年9月に10年目に入りました。

これまでを振り返ると、2009年9月に消費者庁が設置されたことに伴い、安全、取引、表示等の国民生活に密着した様々な法律が消費者庁に移管等されましたが、発足以来、その理念の実現に向けて、消費者安全法の改正や消費者の利益の擁護及び増進に資する制度の構築、法の厳正な執行、消費者の権利の尊重及びその自立の支援に係る様々な環境の整備等に努め、一定の成果を上げてきたものと考えています。

中国産冷凍餃子事件などを契機として、従来の縦割り行政から横断的で総合的な消費者行政の確立により、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会を実現するという

かりと運用し、それらを通じて制度等を強化していく段階に入っていると考えています。

こうした現状に鑑み、これからは次のような取組に注力したいと考えています。まず、2022年4月からの成年年齢の引き下げに向けた「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく実践的な消費者教育の推進、次に、国と地方行政との連携による立入調査や情報共有など、法執行の充実・強化へ向けたよりアクティブな支援・連携の実施、また、インターネット社会における「デジタル・ネイティブ」や「アクティブ・シニア」世代を意識した新たな広報・啓発活動への取組強化、そして、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指すことをビジョンとする「SDGs」の実践です。

そして、人や社会・環境に配慮したエシカル消費の普及、事業者が消費者を重視する消費者志向経営（サステナブル経営）の推進、さらには、消費者教育の充実・強化、公益通報者保護制度の推進など、これまで消費者庁が整備に取り組んできた各種制度等をしっ

このような消費者庁の取組は、

コーポレート・ガバナンスの強化、地方創生をはじめとした地域の活性化、SDGsをはじめとした国際的な動向などの近時の潮流に沿ったものが多くあります。こういった潮流も的確に捉え、消費者庁の施策を進めていくことにより、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができ」る「社会の実現を図る、そして「誰一人取り残さない」社会の実現に貢献していく」という次の段階を目指していきたいと考えています。

消費者庁における各種の施策の実行には、消費者、事業者、行政の連携、協働が欠かせません。消費者庁としては、今後とも関係機関と連携し、消費者、事業者の双方のお声を聞きつつ精一杯取り組んでまいりたいと思います。これまでも、公益財団法人関西消費者協会をはじめとする関係各位には、多大なる御協力をいただいているところですが、引き続き、御支援・御協力をお願いいたします。